



核セキュリティ分野における協力に関する
国際原子力機関と
独立行政法人日本原子力研究開発機構との間の
実施取決め

本実施取決めは、国際原子力機関(住所：オーストリア国、郵便番号 1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱 100。IAEA 憲章によって設立された政府間機関。)(以下「IAEA」という。)と独立行政法人日本原子力研究開発機構(住所：日本国、郵便番号 319-1184、茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49)(以下「JAEA」という。)との間で作成されるものである。以下、IAEA 及び JAEA は、それぞれを「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。

1. 協力の範囲

本実施取決めの目的は、両当事者間の核セキュリティの分野における協力に関する枠組みを定めることである。本件協力は、両当事者の関連する部署により行われる。核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)は JAEA によって指定された本件協力の実施部署となる。両当事者は、両当事者それぞれの権限、内部規程、規則、政策及び手続に従って協力を行うことができる活動として、以下を特定した。

- トレーニング及びキャパシティ・ビルディングへの体系的なアプローチを用いて、核セキュリティ分野における教育及びトレーニングの共同コースの開発と実施
- 核セキュリティ関連のトピックにおけるキャパシティ・ビルディングに加え、情報、知識及び専門技術に関する情報の交換
- 両当事者が主催する核セキュリティトレーニングコース又はワークショップに講師として参加する専門家の招へい
- 両当事者の相互の合意が得られた場合の核セキュリティ分野におけるその他の活動

2. 連絡担当者

両当事者は、本実施取決めの下での活動の調整に責任を有するそれぞれの連絡担当者を、指定した。

本実施取決めに関連する全ての通信は、指定された連絡担当者を通じて行われる。連絡担当者の変更は、他方の当事者に対して書面にて適時に通知される。

3. 協議

両当事者は、適当な場合には、本実施取決めで定められた協力の枠組みの下で行われる活動の進展及び見直しについて相互に協議する。当該活動の詳細な計画については、両当事者間の協議の後に作成される。

4. 非拘束性

本実施取決めは、拘束力を有しない。したがって、本実施取決めのいかなる文言も、他方の当事者に対し法的な又は財政的な義務を生じさせるものではない。両当事者は、法的な又は財政的な義務が生じ得る活動が必要と認める場合には、特に、別途の合意の必要性について相互に協議する。当該活動は、IAEA の財務規則に従って別途の合意が作成される前には実行できないことが確認される。

5. 資金

パラグラフ 1 に定められる活動の実施は、資金の利用可能性に従う。

6. 名称、標章及び旗の使用

本実施取決めの下で行われる活動に関連する文書には、両当事者のそれぞれの名称、紋章及び旗を含めることができる。名称、紋章及び旗は、各当事者の財産である。両当事者の名称、紋章及び旗の共同の使用は、本実施取決めの下で行われる活動に限定され、そのような共同の使用は、個々の事案ごとに各当事者によって書面にて承認される。両当事者は、書面による事前の許可がない限り、他方の当事者の名称、紋章又は旗を使用しない。

7. 情報の普及

両当事者は、財産権的性質を有する情報の保護を条件として、本実施取決め及び、適当な場合かつ必要に応じ、その後の別途の取決め（パラグラフ 4 で言及されている合意を含む。）の下で提供され又は交換される公開の情報の可能な限り広範な普及を支援する。両当事者は、他方の当事者によって制限又は秘密として指定された情報の秘密性を確保する。

8. 知的財産

両当事者は、知的財産権に関する IAEA の政策を考慮に入れつつ、かつ、IAEA 憲章上の任務（特に、IAEA 加盟国間の情報の交換の促進）を尊重しつつ、適当な場合かつ必要に応じ、知的財産及び知的財産権に関連する事項（パラグラフ 4 で言及されている別途の合意の必要性を含む。）について相互に協議する。

9. 特権及び免除

両当事者は、日本国政府が 1963 年 4 月 18 日に IAEA の特権及び免除に関する協定を受諾したことに留意する。

10. 紛争の解決

本実施取決めの解釈若しくは実施から生ずる又は本実施取決めの解釈若しくは実施に関連するいかなる紛争も両当事者間で友好的に解決される。

11. 修正

本実施取決めの修正若しくは変更又は本実施取決めのいかなる項目の除外も、両当事者により書面にて相互に確認される場合を除くほか、有効ではない。前記の文言にかかわらず、それぞれの連絡担当者の変更は、他方の当事者の同意を求めることなく、パラグラフ 2 で言及されているとおり、他方の当事者に通知される。

12. 有効期間

本実施取決めは、両当事者による署名の後 3 年の期間有効であり、両当事者の書面にて表明された同意によって延長することができる。

13. 終了

パラグラフ 1 2 にかかわらず、いずれの一方の当事者も、他方の当事者に対し、60 日前に書面による通知を行うことによって、本実施取決めを終了させることができる。終了の通知が

行われた場合には、両当事者は、迅速かつ秩序ある方法で、本実施取決めの下での全ての活動を終了させるための即時の措置を講ずる。

IAEA のために

JAEA のために

デニ フローリー

南波 秀樹

事務次長

理事

原子力安全・核セキュリティ担当

署名

署名

場所及び日付

場所及び日付
